平成２６年（フ）第１６６号
茨城県石岡市三村4822番地２
破産者　今泉　英則
１　決定年月日　平成27年１月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２６年（フ）第１１９０号
福岡県糟屋郡志免町志免中央１丁目13番31号
破産者　安東　勝幸
１　決定年月日　平成27年１月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１２５９号
福岡市博多区東比恵４丁目８番21―403号
破産者　野中　和子
１　決定年月日　平成27年１月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１６１５号
福岡市東区水谷１丁目６番13―101号、前住所北九州市小倉南区大字母原633番地１
破産者　木嶋　久美
１　決定年月日　平成27年１月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第７８０号
福岡市早良区田村４丁目27番３―104号
破産者　上船　　優
１　決定年月日　平成27年１月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第９３８号
福岡県筑紫郡那珂川町片縄５丁目111番地
アムール坂井202号
破産者　中嶋　和美
１　決定年月日　平成27年１月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１１９２号
福岡市城南区南片江３丁目８番７号
破産者　牛島　　一
１　決定年月日　平成27年１月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１３５１号
福岡市西区横浜２丁目５番２―406号
破産者　馬場　雄介
１　決定年月日　平成27年１月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１４６８号
福岡市西区今宿３丁目28番４―103号、住民票上の住所福岡市博多区博多駅前３丁目14番22―901号
破産者　中上　貴之
１　決定年月日　平成27年１月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１５３６号
福岡県糟屋郡志免町別府東２丁目５番３号
穴田アパート102号
破産者　駒井　優二
１　決定年月日　平成27年１月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１６１３号
福岡市西区愛宕１丁目20番７号
破産者　井上　正也
１　決定年月日　平成27年１月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１６６６号
福岡市南区清水３丁目19番12号
破産者　山下　正光
１　決定年月日　平成27年１月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１７０３号
福岡県糟屋郡志免町王子２丁目６番14号
破産者　長井　弘行
１　決定年月日　平成27年１月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１３０９号
福岡市南区大橋３丁目15番43―507号
破産者　青柳　晴美
１　決定年月日　平成27年１月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１５１５号
福岡県太宰府市通古賀４丁目６番10―401号
破産者　小坂　　優
１　決定年月日　平成27年１月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１５６８号
福岡県筑紫野市二日市北４丁目７番４号　コンフォルテ二日市105号、破産手続開始決定時の住所福岡県太宰府市三条３丁目18番３号
破産者　武藤栄太郎
１　決定年月日　平成27年１月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１５９０号
福岡県大野城市乙金東２丁目26番５号
破産者　吉住　徳恵
１　決定年月日　平成27年１月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第４８１号
福岡市南区塩原１丁目14番29―101号
破産者　松尾　信高
１　決定年月日　平成27年１月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１０４２号
福岡市博多区千代５丁目１番４号
破産者　嶋田　憲三
１　決定年月日　平成27年１月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１０６１号
福岡市東区千早１丁目９番１―1302号
破産者　高原　伸一
１　決定年月日　平成27年１月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部